平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制　度　名	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長	
税　　　目	法人税・所得税	
要望の内容	簡易陰圧装置（耐用年数６年）を取得した医療機関について特別償却（２０／１００）を認めることを平成２３年度以降も延長すること。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－百万円 （▲１６，９００百万円の内数）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 本制度は、新型インフルエンザが発生した場合、初期対応を行う感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県等が病床確保を要請した医療機関）における医療提供体制を確保し、また、多数見込まれる入院患者に対処するため、臨時に開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置を行うことが目的である。 ⑵　施策の必要性 新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大2，５００万人が罹患、１５～６４万人が死亡すると想定されている。こうした中、１日の入院患者が最大１０万１千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、一般病床や会議室等を、新型インフルエンザ入院患者用に流用する必要があり、本制度が整備の促進にあたり大きな役割を果たしている。 また、昨年発生した新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）に対して厚生労働省が講じてきた対策の総括を行い、今後の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の再流行の対応及び鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の対策の見直しに活かすために開催された新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）対策総括会議報告書（平成２２年６月１０日）においても、医療体制について、以下のとおり提言がなされているところ。 ・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。 ・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受け入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。 以上の点を踏まえ、医療提供体制については引き続き整備の推進が求められているところである。	

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 　５　感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること 　５－１　感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	パンデミック期において最大１０万１千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成２３年４月１日から２年間
		同上の期間中の達成目標	パンデミック期において最大１０万人１千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。
		政策目標の達成状況	平成２１年度までに、３６９の簡易陰圧装置が整備された。
	有効性	要望の措置の適用見込み	平成２３年度租税措置適用見込み：約２．４百万円 ※積算内訳について別添参照
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型インフルエンザが発生した場合、１日の入院患者が最大１０万１千人と見込まれることから、医療提供体制の強化を図るため、簡易陰圧装置の整備を推進するにあたり、医療機関の経費負担の軽減措置が必要である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	感染症指定医療機関運営費補助金 　○平成２２年度予算額　　　　７０３，７３８千円 保健衛生施設等施設整備費補助金 　○平成２２年度予算額　　１，２２９，０００千円の内数 保健衛生施設等設備整備費補助金 　○平成２２年度予算額　　４，５９８，０００千円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と本要望ともに、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係る補助であり、新型インフルエンザが発生した場合の入院患者に対応するために必要な措置。
		要望の措置の妥当性	新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがあるため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着実に進めるためには有効である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成２１年度適用実績：約２３０万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成２１年度については、税制適用により２３台の簡易陰圧装置が整備され、新型インフルエンザ対策に必要な医療提供体制の確保につながった。
	前回要望時の達成目標	・新型インフルエンザの感染の拡大を防ぐには初動体制の充実が必要であり、初期段階の医療を担う感染症指定医療機関及び協力医療機関の設備の充実を図る必要がある。このため、当面の目標として、感染症指定医療機関の病床数の基準数を満たすこと、協力病院等に感染防止のため、簡易陰圧装置を設置させることが必要となる。 ・感染症指定医療機関等（約４，２３０カ所、４，２３０台）に簡易陰圧装置を設置させるため、税制上の優遇は必要である。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	（前回要望時からの達成度） 平成２１年度の税制適用による整備台数は２３台であり、租税措置の適用実績は約２３０万円である。 （目標に達していない場合の理由） 平成２１年度において、簡易陰圧装置を整備した医療機関は、その多くが、自治体等が設立した医療機関であったことから、結果的に本制度の適用外となってしまったためである。しかしながら、昨年発生した新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の経験等により、医療体制の整備の必要性が高まっていること等から、本制度の利用を希望する医療機関が増えて来ることが見込まれる。このため、引き続き税制措置を要求するものである。
これまでの要望経緯		平成２１年度税制改正に「新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設」との項目で要望（2年間の措置として認められた）